

指定期間満了に伴う指定管理者について

- I 協働安全部所管施設【資料 2 - 1】
- II 福祉部所管施設【資料 2 - 2】
- III 都市整備部所管施設【資料 2 - 3】
- IV 教育総務部所管施設【資料 2 - 4】

